

所管事項調査に関する資料 ②

目次

1 交通費助成事業におけるICカード導入状況について

- (1) 高齢者交通費助成事業…………… P 1
- (2) 障害者交通費助成事業…………… P 2
- (3) ICカード導入に係る取組み及び検証…………… P 3

2 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実施状況について…P 4 ～ 9

福 祉 部

令 和 4 年 6 月

1 交通費助成事業におけるICカード導入状況について

高齢者交通費助成事業及び障害者交通費助成事業については、バス・電車内での運賃支払い時の安全性や利便性向上のために、令和3年度からICカード（エヌタスTカードまたはニモカ）による助成を導入した。

(1) 高齢者交通費助成事業

ア 概要

高齢者が交通機関を利用することにより、社会的活動の参加の機会を増やし、もって高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防につなげることを目的とし、交付年度内に満70歳以上の誕生日を迎える市民に対して交通費の助成を行う。

イ 登録確認通知書(ICカード)、利用券引換券発送(タクシー等)

	令和4年度当初		令和3年度当初		令和2年度当初	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
登録確認通知書	28,614	29.8%	27,013	28.7%	—	—
利用券引換券	67,331	70.2%	67,064	71.3%	91,542	100.0%
計	95,945	100.0%	94,077	100.0%	91,452	100.0%

ウ 利用券引換券交換等状況

		令和4年4月末		令和3年4月末		令和2年4月末	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
バス・電車	ICカード事前登録者	28,614	29.8%	27,013	28.7%	32,794	35.8%
	ICカードへの切替者	518	0.5%	1,934	2.1%		
	コミュニティバス	52	0.1%	73	0.1%		
タクシー		44,741	46.7%	44,071	46.8%	35,186	38.4%
船舶		234	0.2%	233	0.2%	232	0.3%
未交換		21,786	22.7%	20,753	22.1%	23,330	25.5%
計		95,945	100.0%	94,077	100.0%	91,542	100.0%
交換率		77.3%		77.9%		74.5%	

※令和3年4月末の「バス・電車」人数は29,020人、割合は30.9%

令和4年4月末の「バス・電車」人数は29,184人、割合は30.4%

(2) 障害者交通費助成事業

ア 概要

障害者が交通機関を利用することにより、社会的活動の参加の機会を増やし、もって障害者の自立を図ることを目的として、次の対象者に対し、5,000円程度の交通費の助成を行う。

[対象者]

- (ア) 令和4年度内で満70歳未満のかた
身体障害者手帳(1級から3級)、療育手帳、精神保健福祉手帳の保持者
- (イ) 令和4年度内で満70歳以上のかた
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

イ 登録確認通知書(ICカード)、利用券引換券発送(タクシー等)

	令和4年度当初		令和3年度当初		令和2年度当初	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
登録確認通知書	6,329	23.7%	5,850	22.0%	—	—
利用券引換券	20,338	76.3%	20,838	78.0%	26,868	100.0%
計	26,667	100.0%	26,688	100.0%	26,868	100.0%

ウ 利用券引換券交換等状況

		令和4年4月末		令和3年4月末		令和2年4月末	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
バス・電車	ICカード事前登録者	6,329	23.7%	5,850	21.9%	4,865	18.1%
	ICカードへの切替者	145	0.5%	316	1.2%		
	コミュニティバス	3	—%	3	—%		
タクシー		7,693	28.9%	7,528	28.2%	6,969	25.9%
ガソリン		5,507	20.7%	5,113	19.2%	4,886	18.2%
船舶		39	0.1%	43	0.2%	47	0.2%
未交換		6,951	26.1%	7,835	29.3%	10,101	37.6%
計		26,667	100.0%	26,688	100.0%	26,868	100.0%
交換率		73.9%		70.6%		62.4%	

※令和3年4月末の「バス・電車」人数は6,169人、割合は23.1%

令和4年4月末の「バス・電車」人数は6,477人、割合は24.3%

(3) ICカード導入に係る取組み及び検証

ア ICカード導入後の取組み

- ・広報ながさき(4・6・7・12・2月号)や週刊あじさい(8月)などで周知した。
- ・老人クラブや高齢者ふれあいサロン、自治会などへ訪問し制度等を説明した。
- ・窓口混雑の緩和のため、利用券引換券と登録確認通知書の発送日をずらした。
- ・各地域センターにポイント交換機(エヌタス簡易型)を令和4年3月に設置した。
- ・登録確認通知書の文字を大きくし、イラストや分かりやすい説明を加えた。

イ 地域センター窓口におけるポイント交換等状況

(令和4年4月分実績)

地域センター	ポイント交換件数 (エヌタス簡易型)	利用券引換券 交換件数	地域センター	ポイント交換件数 (エヌタス簡易型)	利用券引換券 交換件数
中央	99	2,069	土井首	21	589
小ヶ倉	16	328	深堀	20	229
小櫛	9	141	香焼	8	180
西浦上	44	2,116	伊王島	4	165
滑石	127	1,414	高島	-	81
福田	26	491	野母崎	14	208
茂木	42	276	三和	102	1,260
式見	12	150	三重	1	181
日見	2	599	外海	8	215
東長崎	2	1,486	琴海	15	908
			合計	572	13,086

ウ ICカード導入後の検証

- ・バス、電車で助成を受けていた方でタクシー助成に変更された方が相当数いる。
- ・制度の理解が一定進んだことやポイント交換機を設置したことで、窓口混雑等は解消された。
- ・地域センター等での簡易型ポイント交換も円滑に実施された。

2 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実施状況について

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活・暮らしにお困りのの方々への支援として、令和3年度住民税均等割非課税世帯や令和3年1月から令和4年9月までに新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付するもの。

(2) 対象者

ア 令和3年度住民税均等割非課税世帯 (令和2年1月～令和2年12月の収入)
66,060世帯 (申請不要だが、2月中旬に市発送の確認書を3カ月以内に返送要)
○確認書返送期限：原則 令和4年5月31日
○確認書受理後、令和4年2月下旬以降、随時支給

イ 家計急変世帯 (令和3年1月～令和4年9月の収入が非課税相当となった世帯)
申請必要 (収入等の状況がわかるもの添付)
○申請期限：令和4年9月30日まで
○申請書受理後、審査したうえで、令和4年3月より、随時支給

(3) 支給実績

(令和4年5月30日現在)

	発送世帯数 (A)	支給決定世帯数 (B)	支給率 (B) / (A) %
非課税世帯	66,060	59,480	90.04
家計急変世帯	—	186	—

(4) 周知方法

令和3年12月末以降	当市ホームページを随時更新、コールセンター設置
令和4年1月末	広報ながさき2月号
令和4年1月末	当市地域センター及び関係機関にてチラシの配布
令和4年4月末	広報ながさき5月 民放テレビ4社、ラジオ3局の報道
令和4年5月初旬	確認書返送がない世帯へ個別に勧奨通知発送

参考

長崎市長 田上 富久

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書の提出について

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和3年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当する可能性があることから送付しておりますので、右の確認書の内容を確認いただき、必要事項を記入のうえ、**確認書部分を切り離して同封の封筒にて郵送で提出してください。**

本市が確認書を受理し、記入内容に不備がないことを確認後、概ね4週間以内に本給付金を支給する予定です。

なお、確認書については、令和4年5月31日（当日消印有効）までに必ず提出してください。

期限内に確認書の提出がない場合には、給付金の受給を辞退したものとみなされ、支給されません。

5

【支給対象者】

基準日（令和3年12月10日）において、住民票に記載されている者であって、**世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主（右側の確認書の確認欄①、②双方ともチェックがあること。）**

【支給額】

1世帯当たり 10万円

【受取方法】

口座振込

※原則として、記載されている、A口座へ振込みます。

Aが空欄の場合や既に解約されている場合はB口座へ記入いただき、その口座へ振り込みます。

【提出書類】

臨時特別給付金支給要件確認書

お問い合わせ先 長崎市臨時特別給付金コールセンター

電話番号 **0570-095400**

お問合せ期間	令和4年10月31日(月)まで
受付時間	令和4年2月14日(月)～令和4年3月13日(日):8:45～20:00(土日も開設、ただし祝日は休み)
	令和4年3月14日(月)～令和4年10月31日(月):8:45～18:00(平日のみ)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

長崎市長様

A	金融機関名	支店名
	預金種別	口座番号
	口座名義(カナ)	

■世帯主の方が記入してください。(以下の太枠の中を記入してください。) 内容を確認し、該当する場合にチェック欄(□)に✓を入れてください。

確認欄	<input type="checkbox"/> ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
	<input type="checkbox"/> ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①・②の双方にチェック(☑)がある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。(いずれか1つでもチェックがない場合には、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。)
 ※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。
 また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
 ※本給付金を受給しない場合は、下欄に✓を入れてください。

私の世帯は給付金を受給しません

以上 確認欄の記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日 令和4年 月 日	連絡先電話番号 <small>(日中に連絡が取れるもの)</small>
-------	--------------	---

※Aに記載されている口座以外の口座への振込みを希望する場合(又はAの口座欄が空欄の場合)、B欄に口座情報(銀行口座又はゆうちょ銀行のいずれか1つ)を記入してください(世帯主名義の口座に限りませう)。

B

※世帯主名義以外の口座を記入される場合には、代理人欄についても併せて記入してください。
 ※本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し、振込先口座の通帳やキャッシュカード(金融機関名、口座番号、口座名義人がわかるもの)の写しの添付が必要です。

口座名義人(カナ) ※通帳の表記に合わせてください										
⇒銀行口座の場合	口座番号									
<table border="0"> <tr> <td>銀行</td> <td>普通</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td>金庫</td> <td>金庫</td> <td>金庫</td> </tr> <tr> <td>信託</td> <td>信託</td> <td>信託</td> </tr> </table>	銀行	普通	普通	金庫	金庫	金庫	信託	信託	信託	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行	普通	普通								
金庫	金庫	金庫								
信託	信託	信託								
⇒ゆうちょ銀行の場合	通帳の記号									
	通帳の番号									
	1 0 - 1									

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、コールセンターまでお問い合わせください。

【代理確認・受給を行う場合】代理人が確認及び受給する場合には、下の欄に記入してください。
 ※代理人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写しの添付が必要です。

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、臨時特別給付金の			を委任します。	世帯主氏名 署名(又は記名押印)
<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 確認及び受給				⑤

参考

第3号様式(第6条関係)
(第1片)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)
申請書(請求書)

長崎市長 様

2ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和3年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R3.1以降 家計急変が あった者
1		本人			
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、長崎市臨時特別給付金コールセンター(電話0570-095400)にお問い合わせください。

裏面も必ず御確認ください。

参考

(第2片)

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の以下の支給要件に該当します。
 - ・世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと。
 - ・令和4年度分住民税課税決定以降に、令和3年中の収入をもとに申請をする場合には、令和4年度分住民税が非課税であること。
- ② 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、長崎市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、長崎市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑤ 長崎市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年9月30日までに、長崎市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ⑦
- ⑧ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯に属していた者はいません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

提出書類

- 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)
 - ※ 必要事項を御記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
 - ※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
 - ※ 申請・請求者の申請時の世帯の状況を確認できる住民票の写し(コピー)を御用意ください。
- (令和3年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附表の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
 - ※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』
- 収入(所得)及び経費の状況を確認できる書類の写し(コピー)
 - 給与収入、事業収入又は不動産収入、公的年金収入の4種類の収入で判定を行います。
 - 収入(所得)及び経費がわかる書類の写し(コピー)を添付してください。
 - 例) 源泉徴収票、確定申告書、帳簿、年金決定通知書(年金額改定通知書)等
 - その他、令和3年1月以降の任意の1か月の給与明細書や年金振込通知書等でもかまいません。
 - ただし、令和4年度分住民税課税決定以降に令和3年中の収入(所得)をもとに申請する場合には、令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書も添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

参考

(第3片)
簡易な収入(所得)見込額の申立書

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒に御提出ください。

(1) 下記にチェック(☑)してください。

私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

(2) 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて御記入ください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和3年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	任意の1か月で申し立てる場合、その年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
						円	円	円		
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
						円	円	円		
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
						円	円	円		
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
						円	円	円		
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
						円	円	円		

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
※源泉徴収票等の年間の収入(所得)がわかる書類をもとに申請される場合には、記入は不要です。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。
※源泉徴収票等の年間の収入(所得)がわかる書類をもとに申請される場合には、記入は不要です。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
※源泉徴収票等の年間の収入(所得)がわかる書類をもとに申請される場合には、年間の収入額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	965,000万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,469,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,879,999円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,327,999円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,779,999円

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円
---------------------	------------

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください。

参考
(第4片)

(3) 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
	氏名		給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	
2		円	円	円	円	円	
3		円	円	円	円	円	
4		円	円	円	円	円	
5		円	円	円	円	円	

(記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。
 ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

【給与収入額】	【控除額】	【給与収入額】	【控除額】
161.9万円未満	→ 55万円	162.8万円以上180.0万円未満	→ 給与収入 - (給与収入×1/4×2.4+100,000)
161.9万円以上162.0万円未満	→ 給与収入-106.9万円	180.0万円以上360.0万円未満	→ 給与収入 - (給与収入×1/4×2.8-80,000)
162.0万円以上162.2万円未満	→ 給与収入-107.0万円	360.0万円以上660.0万円未満	→ 給与収入 - (給与収入×1/4×3.2-440,000)
162.2万円以上162.4万円未満	→ 給与収入-107.2万円	660.0万円以上850.0万円未満	→ 給与収入 - (給与収入×0.9-1,100,000)
162.4万円以上162.8万円未満	→ 給与収入-107.4万円	850.0万円以上	→ 195.0万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
 ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

(65歳未満の方)		(65歳以上の方)	
【公的年金収入額】	【控除額】	【公的年金収入額】	【控除額】
130万円未満	→ 60万円	330万円未満	→ 110万円
130万円以上410万円未満	→ 公的年金等収入分×0.25+27万5千円	330万円以上410万円未満	→ 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
410万円以上770万円未満	→ 公的年金等収入分×0.15+68万5千円	410万円以上770万円未満	→ 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
770万円以上1,000万円未満	→ 公的年金等収入分×0.05+145万5千円	770万円以上1,000万円未満	→ 公的年金等収入分×0.05+145万5千円
1,000万円以上	→ 195万5千円	1,000万円以上	→ 195万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	415,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	919,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,234,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1,549,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	1,864,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用